

■ 法人税

所得拡大促進税制（中小企業向け）※個人事業主も適用可

延長

減税

1. 制度の内容

その事業年度の雇用者給与等支給額（注1）が比較雇用者給与等支給額（注2）と比較して1.5%以上増加したときは、控除対象雇用者給与等支給増加額（注3）の15%相当額を法人税額から控除できます。

2. 改正の内容

税額控除率の上乗せ措置を次の通りとし、適用期間を1年延長します。

- ①雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比較して2.5%以上増加した場合には、**税額控除率を15%加算**します。
- ②教育訓練費が前年度の教育訓練費と比較して10%以上増加した場合には、**税額控除率を10%加算**します。

	改正前	改正案
適用期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度
税額控除額	給与等増加金額の15%	給与等増加金額の15%（変更無し）
限度額	法人税額の20%	法人税額の20%（変更無し）
上乗せ措置	給与等の増加割合が2.5%以上であり、次のいずれかに該当する場合は税額控除率を10%加算 ①教育訓練費の額が、前事業年度より10%以上増えている場合 ②経営力向上計画の認定を受けて、かつ証明がされた場合	①給与等の増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率を15%加算 ②教育訓練費の額が、前事業年度より10%以上増えている場合には、税額控除率を10%加算

ポイント

税額控除は最大で給与等増加金額の40%（15%+15%+10%）になります。

- 注1 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。
- 注2 比較雇用者給与等支給額とは、適用年度の前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。
- 注3 控除対象雇用者給与等支給増加額とは、適用年度の「雇用者給与等支給額」から前事業年度の「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。
- 注4 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書等への添付）をする必要があります。